

○店舗型性風俗特殊営業の廃止命令

(第 30 条第 2 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 28 年 6 月 23 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 30 年 6 月 15 日 令和元年 12 月 14 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 4 日
令和 5 年 7 月 13 日 令和 6 年 12 月 12 日
令和 7 年 6 月 28 日 令和 7 年 11 月 28 日

処分基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 30 条第 2 項
処分の概要	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 28 条第 1 項、第 2 項(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)
処分基準	別紙 2 のとおり
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙 2

[別紙参照]